

議案第 3 号

米子市立認定こども園の管理並びに教育及び保育の実施に関する規則に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条第 1 項及び米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則(令和 4 年米子市規則第 1 号)本則第 1 号の規定により、米子市長から意見を求められた別添の規則については、異議がないものとする。

令和 4 年 1 月 24 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市立認定こども園の管理並びに教育及び保育の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市立認定こども園条例（令和3年米子市条例第30号）第2条の米子市立幼保連携型認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の管理並びに認定こども園における教育及び保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(学年及び学期)

第2条 認定こども園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 認定こども園の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(定員)

第3条 認定こども園の利用定員は、別表のとおりとする。

(退園の届出)

第4条 米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例（平成27年米子市条例第12号）第4条の規定による届出は、認定こども園退園届出書（別記様式）により行うものとする。

(職員)

第5条 認定こども園に、次に掲げる職員を置く。

園長 1人

副園長 1人

主幹保育教諭 1人

保育教諭 若干人

調理員 若干人

学校医 1人

学校歯科医 1人

学校薬剤師 1人

2 前項の規定にかかわらず、その給食調理業務の全部を委託する場合は、

同項の調理員は、置かないものとする。

3 第1項の副園長は、特にその必要があると認める場合は、2人以上置くことができる。

(設備及び運営)

第6条 認定こども園の設備及び運営については、鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）及び米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第24号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

認定こども園の利用定員

名称	定員
米子市淀江どんぐりこども園	150人

別記様式（第4条関係）

<p>認定こども園退園届出書</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">保護者氏名</p> <p style="margin-top: 20px;">米子市長 様</p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、認定こども園から退園したいので、届け出ます。</p>						
子利 ども も用	フリガナ		生年月日	年 月 日	歳	
氏 名						
退園施設名			退園年月日	年 月 日		
保護者住所						
退 園 理 由						
施 設 記 入 欄	階層区分			施設長 確認印		
			月額保育料			
	退園年月日		措置解除年月日			
	年 月 日		年 月 日			
摘 要						

（注）太枠内をご記入ください。

米子市立認定こども園の管理並びに教育及び保育の実施に関する規則

(制定理由)

令和4年4月1日付けで新たに米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」といいます。）を設置するに当たり、認定こども園の管理並びに認定こども園における教育及び保育の実施に関し必要な事項を定めようとするものです。

(制定内容)

- 1 認定こども園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。（第2条第1項関係）
- 2 認定こども園の学期は、次のとおりとすることとする。（第2条第2項関係）
 - (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 3 認定こども園の利用定員は、次のとおりとすることとする。（第3条及び別表関係）

米子市淀江どんぐりこども園 150人
- 4 認定こども園からの退園の届出は、認定こども園退園届出書により行うものとする。（第4条及び別記様式関係）
- 5 認定こども園に、次に掲げる職員を置くこととする。（第5条関係）

園長1人、副園長1人、主幹保育教諭1人、保育教諭若干人、調理員若干人、学校医1人、学校歯科医1人、学校薬剤師1人

※給食調理業務の全部を委託する場合には、調理員は、置かないものとする。

※副園長は、特にその必要があると認める場合は、2人以上置くことができることとする。
- 6 認定こども園の設備及び運営については、鳥取県認定こども園に関する条例（以下「県基準条例」という。）及び米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「市基準条例」という。）の定めるところによることとする。（第6条関係）
- 7 この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

(参考事項)

1 規則制定の考え方

この規則は、既存の保育所について定める米子市保育所の管理及び保育

の実施に関する規則の内容に準じて、その内容を定めることを基本とした。

ところで、幼保連携型認定こども園については、①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（第15条第1項第5号及び第16条）の定めるところにより園則を、②県基準条例（別表第2）の定めるところにより規程を、③市基準条例（第20条）の定めるところにより運営規程を定めなければならない。

そこで、これらの定めるべき事項のうち、本市が設置する幼保連携型認定こども園全体について一律に定めるべき事項は、この規則又はこのほかの条例若しくは規則において定める（各認定こども園の園則においても定める。）こととし、各認定こども園の実情に応じて定めるべき事項及び実情に応じて定める余地のある事項は、各認定こども園の園則において定めることとした。

その結果、この規則には、米子市保育所の管理及び保育の実施に関する規則に定める事項（「職員の任務」に関する事項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第14条に規定されているため、除くこととした。）に加え、幼保連携型認定こども園特有の事項であって、かつ、本市が設置する幼保連携型認定こども園全体について一律に定めるべき事項である「学年」及び「学期」に関する事項を定めることとした。

2 職員について

認定こども園法及び同法において準用する学校保健安全法並びに県条例により必ず置くこととされる園長、保育教諭、調理員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に加え、副園長及び主幹保育教諭を置くこととする。

（関係法令）

1 米子市立認定こども園条例（令和3年米子市条例第30号）

令和3年10月7日公布 令和4年4月1日施行（一部公布日施行）

第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の公立保育所の統合建て替え構想に基づき、令和4年4月1日付けで米子市淀江保育園と米子市宇田川保育園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園（米子市淀江どんぐりこども園）を設けるため、その設置及び管理に関する事項を定めるとともに、保育料に関する規定等幼保連携型認定こども園の設置に伴い整備が必要となる他の条例の規定について所要の整備を行うもの

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号）

- 4 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- 5 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）
- 6 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第24号）
- 7 米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例（平成27年米子市条例第12号）
- 8 米子市保育所の管理及び保育の実施に関する規則（平成17年米子市規則第89号）

議案第 4 号

米子市淀江どんぐりこども園の運営規程に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条第 1 項及び米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則(令和 4 年米子市規則第 1 号)本則第 1 号の規定により、米子市長から意見を求められた別添の規程については、異議がないものとする。

令和 4 年 1 月 24 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

運営規程

米子市淀江どんぐりこども園の運営規程について、以下のとおり定める。

1 事業者に関する事項

事業者の名称	米子市
事業者の所在地	米子市加茂町一丁目1番地
事業者の電話番号	(0859) 22-7111
代表者氏名	米子市長 伊木隆司

(1) 施設の概要、目的及び運営の方針

名称	米子市淀江どんぐりこども園
所在地	米子市淀江町淀江2番地207
電話番号	未定
取扱う保育事業の種類	延長保育（保育短時間認定）、預かり保育（1号認定）、一時保育
施設の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営の方針	幼児の実態、地域の実態を把握し、子どもの最善の利益を考え、心身ともに健やかに育てる。意欲や協調性を育て、生活に喜びをもって主体的に生きていける力を育てていくよう努める。
設備の概要	鉄筋コンクリート造 平屋建 園舎面積 1,789.782 m ² 園庭面積 1,048.40 m ² 乳児室 1、ほふく室 1、保育室 4、遊戯室 1

(2) 提供する特定教育・保育の内容

教育・保育理念	公立認定こども園として子どもの最善の利益を考え、子ども達を心身ともに健やかに育てる。
教育・保育方針	○自分で考え、意欲をもって生活できる子どもを育てる。 ○自分の願いや共感したこと、思いなどを素直に表現する力を養う。
教育・保育目標	○心も体も健やかな子ども ○仲間を大切に子ども ○自分の思いを表現する子ども ○根気よくやり抜く子ども
年 齢 ご と の 教 育 ・ 保 育 の 目 標	
0歳児	食事、睡眠などのリズムができ、安心して過ごす。
1歳児	保育者等の見守りの中で、園生活のリズムに合わせて自分からしようとする気持ちが芽生える。

2歳児	生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする。
3歳児	園生活の流れや生活の仕方が分かり、自分で身の回りのことをしようとする。
4歳児	生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
5歳児	健康な生活リズム、生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	人数	職務
園長	1人	園業務の管理、運営
副園長	1人	園長の補佐、教育・保育業務、子育て支援
主幹保育教諭	1人	教育・保育の指導、統括、教育・保育業務
保育教諭	17人以上	教育・保育業務
調理員	8人	給食等の調理（委託）

勤務体制	早番	7:20～16:05	2人以上
	普通番	8:30～17:15	最低基準以上の配置
	遅番	9:45～18:30	2人以上

(4) 学年・学期及び特定教育・保育の提供を行う日、時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

学年・学期	学年 4月1日～3月31日 1学期 4月1日～8月31日 2学期 9月1日～12月31日 3学期 1月1日～3月31日
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7:30～18:30
利用時間	(1号認定) 教育時間認定(4時間以上) 9:00～14:00 (2・3号認定) 保育短時間認定(8時間) 8:30～16:30 保育標準時間認定(11時間) 7:30～18:30
預かり保育時間	(1号認定) 平日 14:30～16:30 土曜日・長期休業期間 8:30～16:30
延長保育時間	(2・3号認定) 保育短時間認定(8時間) 7:30～8:30 16:30～18:30

休園日	日曜日・祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
長期休業期間（1号認定）	<p>（学年始休業日）4月1日から同月12日までの間において期間をもって園長が定める日</p> <p>（夏季休業日）7月10日から9月10日までの間において期間をもって園長が定める日</p> <p>（冬季休業日）12月20日から翌年1月14日までの間において期間をもって園長が定める日</p> <p>（学年末休業日）3月21日から同月31日までの間において期間をもって園長が定める日</p>

（5）支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

費用の種類別	支払いを求める理由	金額
保育料 （3号認定）	保育にかかる費用の一部を負担していただくため	市長の定める額
	支払い方法：口座振替又は納付書払い 4月と9月に保育料額の改定あり	
預かり保育料 （1号認定）	認定時間外の利用となるため	平日：200円/日 （別途おやつ代90円/日） 土曜日・長期休業期間：700円/日 8:30～13:00 400円/半日 （別途給食費210円/日、おやつ代90円/日）
	支払方法：前月利用分を集金袋で徴収	
延長保育料 （保育短時間認定）	認定時間外の利用となるため	市長の定める額
	支払い方法：前月利用分を集金袋で徴収	
副食費	食事（おかず、おやつ）の提供に要する費用を負担していただくため	（1号認定）月額4,000円 ※ただし、7月3,000円、8月0円 （2号認定）月額4,500円
	支払方法：口座振替又は納付書払い 保育料の振替口座と同じ口座で振替継続 副食費の振替は、保育料無償となる3歳児クラスの4月以降開始し、開始時期に通知	
実費徴収	日々の保育に必要であるため	自由画帳・粘土・粘土ケース・はさみ・サインペン・クレパス・カラー帽子・色鉛筆・のり スポーツ振興センター災害共済負担金 フッ化物洗口代（4・5歳児のみ） 毎月の絵本代

(6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	入所定員						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	-	-	-	2人	2人	2人	150人
2・3号認定	9人	18人	24人	30人	34人	35人	

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、及び終了に関する事項

利用の開始に関する事項	保護者の希望により「教育・保育支給認定申請書」を受理し、利用調整を行った結果、当園に内定した場合で、保育の提供の開始にあたり重要事項説明に同意をした場合に、利用を開始する。
利用の終了に関する事項	下記のいずれか早い時までで利用を終了する。 (1) 満6歳になった年度の末日まで(卒園) (2) 保護者から退園の申し出があった時 (3) 保育が必要な理由ごとの利用期間が満了になった時 (4) 市町村の認定(3号)に該当しなくなった時 ※就学・求職活動・産前産後・育児休業(継続児に限る)が理由の入所できる期間は、当該年度の保育施設等入所案内に示す。 ※不正や虚偽により入所していたことが判明した場合は、保育の利用に要した費用について徴収し、退園になることがある。

特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項

入園	園長は、入園前に実施する健康診断の結果、保育に支障があると認められる場合は入園を取り消す。
送迎	送迎は保護者が行き、それ以外の者が送迎する場合は、安全確認のため、必ず事前に名前等を把握する。
欠席する場合の連絡	欠席の連絡が、登園予定時刻までに無い場合は、必要に応じて欠席の確認を行う。
毎朝の体温確認	登園前の体温や健康状態等の確認並びに、連絡がなされているか確認する。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水痘症・耳下腺炎(おたふく)等の学校感染症にかかった場合は園児を休ませ、回復後に登園する際には病院を受診後「登園許可証」(保護者自署)を保護者に提出させる。
発熱時の場合について	園児が発熱した場合は、休みとし、体温だけではなく、顔色が悪い、下痢・嘔吐がある場合も登園を控えるよう指導する。
投薬について	医療行為にあたるため、原則として行わないものとし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき投薬するものとする。 この場合、保護者に「投薬依頼書・薬の明細書」を添えて、必ず職員に手渡しするよう指導する。
食物アレルギー対応の届けについて	「食物アレルギー」等がある場合は、「食物アレルギー対応食申請書」「医師の指示書」「食物アレルギーチェック表」の提出をするよう、保護者へ指導する。
障がい児保育について	保護者に障がいの情報を求めるとともに、園長は個別保育の必要量を判断し、保育する。

(8) 緊急時等における対応方法

保育中にケガ及び、容体の変化等があった場合	直ちに保護者に連絡し様子を伝える。必要な時は医療機関を確認し、受診をするなど必要な措置を行う。		
保護者と連絡が取れない場合	あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先の優先順に連絡し、繋がらない時は乳幼児の身体の安全を最優先させ、必要な対応を行う。		
学校医	(内科医)	3月末に決定	(歯科医) 稲村 憲慈
	所在地	所在地	
	電話	米子市淀江町淀江681番地49 電話 (0859) 56-6480	
学校薬剤師	(ヒエズ薬局) 長尾 慎彦 所在地 西伯郡日吉津村日吉津2284番地1 電話 (0859) 39-3777		
救急隊	大山消防署		
	所在地	西伯郡大山町末吉403番地2 電話 (0859) 39-5002 又は 119	
警察署	米子警察署淀江駐在所		
	所在地	米子市淀江町淀江563番地 電話 (0859) 56-2051 又は 110	

(9) 非常災害対策

消防計画 作成(変更)届出書	大山消防署へ毎年度届出 防火管理者 : 園長			
避難訓練・避難計画	地震、火災、風水害を想定した訓練・避難計画策定 消防署への火災通報訓練・消火訓練			
防災設備	消火器、誘導灯・自動火災報知設備・非常警報器具			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	ラピスパ
	第3避難場所	いずみの苑		

(10) 虐待防止のための措置に関する事項

情報の共有	入園児の状況等について、職員相互が情報を共有し、問題を発見した時は、解決に向けて話し合う。
園長による保育実施状況の巡回、把握、指導	疑問に感じたことを伝え、保育者等と話し合い、必要に応じて指導する。

(11) 保護者に対する子育ての支援の内容

保護者との連携	教育・保育に関する専門的な知識や技術を活かして保育環境を整え、保護者の理解・協力を得ながら園運営を行い、子どもの育ちを共有する。
保護者からの相談	保護者の意思を尊重し、信頼関係を築きながら、家庭環境を考慮して適切な支援を行う。

一時預かり事業	時間	平日 8:30～16:30 ※土曜日・日曜日は提供なし
	対象	1歳以上から
	料金	3歳未満児 2,000円/日（給食等300円含む） 3歳以上児 1,000円/日（給食等300円含む）
	体制	会計年度任用短時間勤務職員2人対応 専用室なし
子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	時間	平日 9:00～16:00
	体制	会計年度任用短時間勤務職員2人配置

（12）運営に関する重要事項

○苦情解決のための措置に関する事項

相談・苦情受付担当者	（副園長）	電話	未定
相談・苦情解決責任者	（園長）	電話	未定
第三者委員	市の委嘱する者3人		
相談・苦情受付方法	面接・文書・電話などの方法で、相談・苦情を受けける。		
保育所以外の、市の相談・苦情窓口	米子市 こども総本部 こども施設課 米子市錦町一丁目139番地3 電話（0859）23-5135		

米子市淀江どんぐりこども園の運営規程の制定について

1 制定理由

令和4年4月1日付けで米子市立淀江どんぐりこども園を設置するに当たり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項及び鳥取県認定こども園に関する条例第4条第1項に基づき、運営規程を定めようとするものです。

2 制定内容

別紙のとおり

3 関係法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条 都道府県（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

鳥取県認定こども園に関する条例

第4条 認定こども園法第13条第1項の条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第4条関係) (平27条例36・一部改正) 〈抜粋〉

項目	基準
サービスの提供	3 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する教育及び保育の内容 (3) 職員の職種、人数及び職務の内容 (4) 教育又は保育を行う日及び時間 (5) 保護者から受領する費用の種類及び額 (6) 子どもの区分ごとの利用定員 (7) 利用の開始及び終了に関する事項 (8) 非常災害その他の緊急時における対応方法 (9) 虐待の防止に関する措置

米子市淀江どんぐりこども園の運営規程における教育課程の内容

1 施設の概要、目的及び運営の方針

名称	米子市淀江どんぐりこども園
所在地	米子市淀江町淀江 2-207
電話番号	未定
取扱う保育事業の種類	延長保育（保育短時間認定） 、預かり保育（1号認定）、一時保育
施設の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営の方針	幼児の実態、地域の実態を把握し、子どもの最善の利益を考え、心身ともに健やかに育てる。意欲や協調性を育て、生活に喜びをもって主体的に生きていける力を育てていくよう努める。
設備の概要	鉄筋コンクリート造 平屋建 園舎面積 1789.782 m ² 、園庭面積 1048.40 m ² 乳児室 1、ほふく室 1、保育室 4、遊戯室 1

2 提供する特定教育・保育の内容

教育・保育理念	公立認定こども園として子どもの最善の利益を考え、子ども達を心身ともに健やかに育てる。
教育・保育方針	○自分で考え、意欲をもって生活できる子どもを育てる。 ○自分の願いや共感したこと、思いなどを素直に表現する力を養う。
教育・保育目標	○心も体も健やかな子ども ○仲間を大切にする子ども ○自分の思いを表現する子ども ○根気よくやり抜く子ども
年 齢 ご と の 教 育 ・ 保 育 の 目 標	
0 歳児	食事、睡眠などのリズムができ、安心して過ごす。
1 歳児	保育者等の見守りの中で、園生活のリズムに合わせて自分からしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする。

3歳児	園生活の流れや生活の仕方が分かり、自分で身の回りのことをしようとする。
4歳児	生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
5歳児	健康な生活リズム、生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	人数	職務
園長	1人	園業務の管理、運営
副園長	1人	園長の補佐、教育・保育業務、子育て支援
主幹保育教諭	1人	教育・保育の指導、統括、教育・保育業務
保育教諭	17人以上	教育・保育業務
調理員	8人	給食等の調理（委託）

勤務体制	早番	7:20～16:05	2名以上
	普通番	8:30～17:15	最低基準以上の配置
	遅番	9:45～18:30	2名以上

4 学年・学期及び特定教育・保育の提供を行う日、時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

学年・学期	学年 4月1日～3月31日 1学期 4月1日～8月31日 2学期 9月1日～12月31日 3学期 1月1日～3月31日
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7:30～18:30
利用時間	(1号認定) 教育時間認定(4時間以上) 9:00～14:00 (2・3号認定) 保育短時間認定(8時間) 8:30～16:30 保育標準時間認定(11時間) 7:30～18:30
預かり保育時間	(1号認定) 平日 14:30～16:30 土曜日・長期休業期間 8:30～16:30

延長保育時間	(2・3号認定) 保育短時間認定(8時間) 7:30~8:30 16:30~18:30
休園日	日曜日・祝祭日 年末年始(12月29日から1月3日まで)
<u>長期休業期間</u> (1号認定)	(1) 学年始休業日 4月1日から同月12日までの間において期間をもって園長が定める日 (2) 夏季休業日 7月10日から9月10日までの間において期間をもって園長が定める日 (3) 冬季休業日 12月20日から翌年1月14日までの間において期間をもって園長が定める日 (4) 学年末休業日 3月21日から同月31日までの間において期間をもって園長が定める日

議案第 5 号

令和 3 年度一般会計補正予算（補正第 1 3 回）について（教育委員会の所管に属する部分）

教育委員会所管に属する令和 3 年度予算を次により補正する。

米子市議会 2 月臨時会提出分

（単位：千円）

年度 区分(項・目)	令和 3 年度予算額			備 考
	補正前予算額 (補正第 1 2 回分まで)	補正額	補正後予算額	
【7款 商工費】	16,079	0	16,079	
1 商工費	16,079		16,079	
3 観光費	16,079		16,079	
【10款 教育費】	4,342,628	72,541	4,415,169	
1 教育総務費	450,801	17,392	468,193	
1 教育委員会費	2,617		2,617	
2 事務局費	448,184	17,392	465,576	
2 小学校費	1,508,949	37,714	1,546,663	
1 学校管理費	432,927	37,714	470,641	
2 教育振興費	156,195		156,195	
3 学校建設費	919,827		919,827	
3 中学校費	416,868	17,435	434,303	
1 学校管理費	237,952	17,435	255,387	
2 教育振興費	144,616		144,616	
3 学校建設費	34,300		34,300	
4 社会教育費	1,253,529	0	1,253,529	
1 社会教育総務費	147,332		147,332	
2 公民館費	386,803		386,803	
3 図書館費	141,988		141,988	
4 教育文化施設費	30,538		30,538	
7 美術館費	61,915		61,915	
10 文化財保護費	484,953		484,953	
5 保健体育費	712,481	0	712,481	
1 保健体育総務費	138,197		138,197	
4 給食施設費	574,284		574,284	
合 計	4,358,707	72,541	4,431,248	

事業の概要（令和3年度一般会計補正予算（補正第13回））

担当課 こども施設課

（単位：千円）

区分	事業名	補正予算額 （補正後）	説 明
新規	米子市教育支援センター 「みんなの居場所」設置事業 （1項－2目）	17,392 (17,392)	旧米子養護学校を一部改修し、本市の不登校児童生徒に対する学習支援・自立支援を行う拠点とする。
〃	小学校情報機器整備事業 （2項－1目）	8,014 (8,014)	大型電子黒板およびモバイルルーターを追加整備する。
〃	小学校感染症対策等支援事業 （2項－1目）	29,700 (29,700)	感染症対策等に万全を期し、児童が安心して学ぶことができる環境を整備するために必要となる保健衛生用品等の配備をする。
〃	中学校情報機器整備事業 （3項－1目）	3,485 (3,485)	大型電子黒板およびモバイルルーターを追加整備する。
〃	中学校感染症対策等支援事業 （3項－1目）	13,950 (13,950)	感染症対策等に万全を期し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整備するために必要となる保健衛生用品等の配備をする。

事業の概要（2月補正予算）

担当課 こども施設課

【繰越明許費】

（単位：千円）

費目	事業名	金額	備考
教育費	米子市教育支援センター 「みんなの居場所」設置事業	17,392	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の事業完了が見込めないため。
教育費	小学校情報機器整備事業	8,014	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の情報機器の調達・配備が見込めないため。
教育費	小学校感染症対策等支援事業	29,700	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の物品の調達・配備が見込めないため。
教育費	中学校情報機器整備事業	3,485	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の情報機器の調達・配備が見込めないため。
教育費	中学校感染症対策等支援事業	13,950	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の物品の調達・配備が見込めないため。